

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告示	ページ
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(九四九・福祉政策課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(九五〇・福祉政策課).....	5
生活保護法による指定介護機関の変更(九五一・福祉政策課).....	10
生活保護法による指定医療機関の指定の辞退(九五二・大館保健所).....	10
建設業者等に対する営業の停止命令(九五三・建設管理課).....	10
建設業者等に対する営業の停止命令(九五四・九五五・建設管理課).....	13
道路区域の変更(九五六・道路課).....	15
道路区域の変更及び供用開始(九五七・道路課).....	16
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室).....	16

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
田町デイサービスセンター	社会福祉法人角館町社会福祉協議会 会長	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一	通所介護	平成十七年九月十九日
角館町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	社会福祉法人角館町社会福祉協議会 会長	仙北郡角館町小勝田間野五十四番地五	居宅介護支援事業	平成十七年九月十九日
角館町社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人角館町社会福祉協議会 会長	仙北郡角館町小勝田間野五十四番地五	訪問介護	平成十七年九月十九日

告 示

- 農業委員会の交換分合計画の認可(山本地域振興局農林部)..... 17
- 教育委員会告示..... 17
- 教育委員会会議の開催(一六・教育庁総務課)..... 17
- 選挙管理委員会告示..... 17
- 政治団体の設立の届出(一八一)..... 17
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一八二)..... 18
- 政治団体の解散の届出(一八三)..... 19
- 政治団体の収支に関する報告書(一八四)..... 20
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一八五)..... 23
- 監査委員公告..... 23
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表(二二)..... 24
- 海区漁業調整委員会指示..... 24
- 漁業法による採捕の制限(二)..... 24

秋田県告示第九百四十九号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

大雄村社会福祉協議会 定通所介護事業所 指	大雄村社会福祉協議会 定訪問介護事業所 指	西木村立西明寺診療所	町立田沢湖病院	田沢湖町居宅介護支援事業 所	田沢湖町通所介護事業所	角館町居宅介護支援事業所	西木村介護老人保健施設に しき園	西木村社会福祉協議会 問入浴介護事業所 訪	西木村社会福祉協議会 居 宅介護支援事業所	田沢湖町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	田沢湖町社会福祉協議会 訪問介護事業所
社会福祉法人大雄村社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人大雄村社 会福祉協議会 会長	西木村長	田沢湖町長	田沢湖町長	田沢湖町長	角館町長	西木村長	西木村社会福祉協議会 会長	西木村社会福祉協議会 会長	社会福祉法人田沢湖町 社会福祉協議会 会長	社会福祉法人田沢湖町 社会福祉協議会 会長
平鹿郡大雄村字大関三百十番地	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	仙北郡西木村門屋字道目木三百十九番地一	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十番地	仙北郡田沢湖町神代字野中清水二百九十二番地一	仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番地一	仙北郡西木村門屋字屋敷田百番地	仙北郡西木村下桧木内字高屋百十番地二	仙北郡西木村下桧木内字高屋百十番地二	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十九番地	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十九番地
通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	居宅介護支援事業	通所介護	居宅介護支援事業	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	訪問入浴介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	訪問介護
平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日	平成十七年九月十九日

横手市社会福祉協議会 問介護サービス事業所 訪	横手市社会福祉協議会 問入浴介護事業所 訪	横手市社会福祉協議会 イサービスセンター 康寿館 デ	大森町社会福祉協議会 定訪問介護支援事業所 指	大森町社会福祉協議会 定居宅介護支援事業所 指	平鹿町社会福祉協議会 定訪問入浴介護事業所 指	平鹿町社会福祉協議会 定訪問介護事業所 指	特別養護老人ホーム平寿苑	平鹿町平寿苑指定短期入所 生活介護事業所	平鹿町社会福祉協議会 定居宅介護支援事業所 指	平鹿町老人デイサービス センター 指定通所介護事業 所	大雄村社会福祉協議会 定居宅介護支援事業所 指
社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人大森町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人大森町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人平鹿町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人大雄村社 会福祉協議会 会長
横手市四日町三番二十三号	横手市四日町三番二十三号	横手市横手町字一ノ口百二番地	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百六	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百六	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭廻三百五十三番地	平鹿郡平鹿町浅舞字蔭廻三百五十三番地	平鹿郡大雄村字大関三百十番地
訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	訪問介護	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	居宅介護支援事業	通所介護	居宅介護支援事業
平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日

社会福祉法人山内村社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人山内村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	社会福祉法人山内村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	十文字町社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	十文字町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	十文字町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	十文字町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	雄物川町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	雄物川町社会福祉協議会 訪問介護事業所	雄物川町社会福祉協議会 通所介護事業所	雄物川町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
社会福祉法人山内村社会福祉協議会 会長	社会福祉法人山内村社会福祉協議会 会長	社会福祉法人山内村社会福祉協議会 会長	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人十文字町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄物川町社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長
平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	平鹿郡山内村土淵字鶴ヶ池三十一番地三	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	平鹿郡十文字町梨木羽場字御休の上二十九番地	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	平鹿郡雄物川町今宿字末館四十七番地二	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	横手市四日町三番二十三号
訪問入浴介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	通所介護	訪問介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	訪問介護	通所介護	訪問入浴介護	居宅介護支援事業
平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日

公立横手病院	横手市長	横手市根岸町五番三十一号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日
町立大森病院	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百五	訪問看護 居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日
大森町介護老人保健施設 老健おおもり	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百七	通所リハビリテーション 短期入所療養介護	平成十七年九月三十日
大雄村社会福祉協議会 定訪問入浴介護事業所 指	社会福祉法人大雄村社 会福祉協議会 会長	平鹿郡大雄村字大関三百十番地	訪問入浴介護	平成十七年九月三十日

秋田県告示第九百五十号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
グループホームすまいる中 仙	有限会社県南看護婦家 政婦紹介所 代表取締役	大仙市下鷲野字大谷百五十一番地	認知症対応型共同生活 介護	平成十七年七月一日
シヨートステイ若杉	有限会社県南看護婦家 政婦紹介所 代表取締役	仙北市角館町上菅沢二番地十八	短期入所生活介護	平成十七年九月五日
有限会社ケアプランナー横 手	有限会社ケアプランナ ー横手 代表取締役	横手市寿町六番三号	居宅介護支援事業	平成十七年九月十四日
ケアポートたかのす指定訪 問介護事業所	特定非営利活動法人 ケアポートたかのす 理事長	北秋田市綴子字一本柳九十五番地一	訪問介護	平成十七年九月二十日
ケアポートたかのす指定訪 問入浴介護事業所	特定非営利活動法人 ケアポートたかのす 理事長	北秋田市綴子字一本柳九十五番地一	訪問入浴介護	平成十七年九月二十日

業所 仙北市角館居宅介護支援事	仙北市介護老人保健施設にしき園	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ケアマネステーション	仙北市社会福祉協議会 田沢湖ヘルパーステーション	仙北市社会福祉協議会 角館ケアマネステーション	仙北市社会福祉協議会 角館ヘルパーステーション	仙北市社会福祉協議会 角館訪問入浴ステーション	仙北市社会福祉協議会 田沢湖デイサービスセンター	仙北市社会福祉協議会 西木訪問入浴ステーション	仙北市社会福祉協議会 西木ケアマネステーション	市立田沢湖病院	ケアポートたかのす居宅介護支援事業所
仙北市市長職務執行者	仙北市市長職務執行者	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 会長	仙北市市長職務執行者	特定非営利活動法人 ケアポートたかのす理事長
仙北市角館町菅沢十五の一	仙北市西木町門屋字屋敷田百番地	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後三十九番地	仙北市角館町小勝田間野五十四番地五	仙北市角館町小勝田間野五十四番地五	仙北市角館町小勝田間野五十四番地五	仙北市角館町田町上丁三十五番地一	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	仙北市西木町松木内字高屋百十番地二	仙北市田沢湖生保内字浮世坂十七番地一	北秋田市綴子字一本柳九十五番地一
居宅介護支援事業	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設	居宅介護支援事業	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	訪問入浴介護	居宅介護支援事業	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	居宅介護支援事業
平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日

横手市社会福祉協議会 平寿苑指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会 平寿苑指定通所介護事業所	横手市社会福祉協議会大雄 福祉センター 指定居宅介 護支援事業所	横手市社会福祉協議会大雄 福祉センター 指定通所介 護事業所	横手市社会福祉協議会大雄 福祉センター 指定居宅訪 問介護事業所	いきいきケアセンター	株式会社サイトー商会	グループホーム杉矢崎	仙北市西明寺診療所	仙北市田沢湖居宅介護支援 事業所	仙北市田沢湖デイサービス センター	仙北市田沢湖短期入所生活 介護事業所
社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社 会福祉協議会 会長	株式会社サイトー商会 代表取締役	株式会社サイトー商会 代表取締役	株式会社えがお 代表 取締役	仙北市長職務執行者	仙北市長職務執行者	仙北市長職務執行者	仙北市長職務執行者
横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	横手市大雄字大関三百十番地	横手市大雄字大関三百十番地	横手市大雄字大関三百十番地	大仙市戸地谷字川前三百十六番	大仙市戸地谷字川前三百十六番	大仙市大曲西根字杉矢崎十二番地六	仙北市西木町門屋字道目木三百十九番地一	仙北市田沢湖生保内字浮世坂二十番地	仙北市田沢湖神代字野中清水二百九十二番地一	仙北市田沢湖生保内字下高野七十二番地七十三
居宅介護支援事業	通所介護	居宅介護支援事業	通所介護	訪問介護	訪問介護	福祉用具貸与	認知症対応型共同生活 介護	居宅療養管理指導	居宅介護支援事業	通所介護	短期入所生活介護
平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年九月一日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日	平成十七年九月二十日

横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会雄風荘指定通所介護事業所	横手市社会福祉協議会横手福祉センター 指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会横手福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会横手福祉センター 指定訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会康寿館指定通所介護事業所	横手市社会福祉協議会大森福祉センター 指定訪問介護支援事業所	横手市社会福祉協議会大森福祉センター 指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター 指定訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会特別養護老人ホーム平寿苑	横手市社会福祉協議会平寿苑指定短期入所事業所
社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長
横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	横手市雄物川町今宿字末館四十七地二	横手市四日町三番二十三号	横手市四日町三番二十三号	横手市四日町三番二十三号	横手市横手町字一ノ口百二番地	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	横手市平鹿町浅舞字蒋沼二百八十九番地	横手市平鹿町浅舞字蒋沼二百八十九番地	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地	横手市平鹿町浅舞字館廻三百五十三番地
訪問介護	通所介護	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護	訪問介護	介護老人福祉施設	短期入所生活介護
平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日

市立大森病院	市立横手病院	横手市社会福祉協議会山内福祉センター 指定訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会山内福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会山内福祉センター 指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会増田福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター 指定通所介護事業所	横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター 指定居宅介護支援事業所	横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター 指定訪問入浴介護事業所
横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長
横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五	横手市根岸町五番三十一号	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	横手市山内土淵字鶴ヶ池三十一番地三	横手市増田町増田字土肥館百七十三番地	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地
訪問看護 居宅療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	訪問入浴介護	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問介護	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	居宅介護支援事業	訪問入浴介護
平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日

横手市介護老人保健施設 老健おもり	横手市長職務執行者	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百七	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	平成十七年十月一日
----------------------	-----------	----------------------	-------------------------------------	-----------

秋田県告示第九百五十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年十一月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

五城目町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町磯ノ目一丁目六番地十	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
			五城目町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	五城目町指定訪問介護事業所	訪問介護	平成十七年十月一日

秋田県告示第九百五十二号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年十一月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者等に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十一月八日
秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
山口医院	秋田県鹿角市花輪字上花輪二百十九番地一	平成十七年十月二十二日

秋田県告示第九百五十三号

- 一 (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
工藤建設株式会社
秋田市雄和繋字梵天野七十五番地の二
代表取締役 工 藤 堅 裕
- (三) 秋田県知事許可（般 一四）一五七八
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
- (四) 処分の原因となつた事実

- 工藤建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (二) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日
- (一) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 珍田工業株式会社
 秋田市雄和平沢字大面二番一
 代表取締役 珍 田 伸 一
 秋田県知事許可(般・特 一四)三三二一
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
 処分の原因となった事実
 珍田工業株式会社の取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (三) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 青木建設株式会社
 潟上市昭和久保字北野細谷道添百二十九番地
 代表取締役 青 木 貞 雄
 秋田県知事許可(特 一六)三三四九
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
 処分の原因となった事実
 青木建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (四) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 有限会社佐金組
 秋田市太平目長崎字上目長崎十二番地
 代表取締役 佐 藤 重 良

- 秋田県知事許可(特 一四及び特 一六)五〇五五
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
 処分の原因となった事実
 有限会社佐金組の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (四) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 株式会社吉田工務店
 男鹿市脇本田谷沢字大橋向十三番地
 代表取締役 吉 田 哲 夫
 秋田県知事許可(般 一四)六一三四
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
 処分の原因となった事実
 株式会社吉田工務店の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (三) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 久八建設株式会社
 秋田市上北手百崎字石川百五番地の一
 代表取締役 鈴 木 正 美
 秋田県知事許可(般 一三)六四八五
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
 処分の原因となった事実
 久八建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- (四) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日
 平成十七年十一月一日

- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
山元建設株式会社
秋田市仁井田字横山二百六十二番地
代表取締役 佐々木 将 元
秋田県知事許可(般 一七)六七六八
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
山元建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
- (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社瀬下土建
潟上市天王大崎字野沢百八十一番地
代表取締役 瀬 下 勝 廣
秋田県知事許可(般 一四)六九四五
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
株式会社瀬下土建の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
- (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社高千建設
南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原百六十七番地
代表取締役 小 玉 清 人
秋田県知事許可(般 一三)七三二二
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
株式会社高千建設の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金

- 三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
- (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋田推進土木株式会社
秋田市外旭川字松崎二百三十七番地
代表取締役 三 浦 伸 一郎
秋田県知事許可(特 一三)八一七
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
秋田推進土木株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
- (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鈴成建設株式会社
南秋田郡大潟村字中央四番の八
代表取締役 鈴 木 忠
秋田県知事許可(般 一二)八一五六
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
鈴成建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
- (一) 処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社伊太土木
秋田市飯島字南場掛二百四十七番地
代表取締役 伊 藤 四 郎

(三) 秋田県知事許可(般 一三)九一八〇
 処分の内容
 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止

(四) 処分の原因となった事実

株式会社伊太土木の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

十三(一) 処分をした年月日

平成十七年十一月一日

(二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社石幸組

南秋田郡八郎潟町字中嶋百七十五番地

代表取締役 石井 幸春

秋田県知事許可(般 一三)一〇二四二

(三) 処分の内容

平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止

(四) 処分の原因となった事実

有限会社石幸組の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

十四(一) 処分をした年月日

平成十七年十一月一日

(二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社鈴木建設

南秋田郡井川町黒坪字越雄三十三番地の三

代表取締役 鈴木 年明

秋田県知事許可(般 一四)一〇五四二

(三) 処分の内容

平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止

(四) 処分の原因となった事実

有限会社鈴木建設の代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。

十五(一) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日

平成十七年十一月一日

(二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社フナモク

男鹿市船川港船川字海岸通り一号十二番地の六

代表取締役 鈴木 美敏

(三) 処分の内容

平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止

(四) 処分の原因となった事実

株式会社フナモクの代表取締役が競売入札妨害の罪で秋田簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。

秋田県告示第九百五十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 処分をした年月日

平成十七年十一月一日

(二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

斉藤建設株式会社

能代市大手町七番三十号

代表取締役 斉藤 正寛

秋田県知事許可(般・特 一四)八二七

(三) 処分の内容

平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止

(四) 処分の原因となった事実

斉藤建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
 処分をした年月日

- 平成十七年十一月一日
処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
小森建設工業株式会社
能代市日吉町十七番二十二号
代表取締役 小森 洋
秋田県知事許可(特 一四)八三八
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
小森建設工業株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- 三(一) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社水葉工務店
能代市景林町八番四十二号
代表取締役 浅田 竜太
秋田県知事許可(般・特 一四)一二四五
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
株式会社水葉工務店の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- 四(一) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
石山建設株式会社
能代市末広町九番三十四号
代表取締役 石山 政光
秋田県知事許可(特 一四)一七九三
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
- 五(一) 石山建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
工藤建設工業株式会社
能代市字機織轄の目二百二十七番地
代表取締役 工藤 孝喜
秋田県知事許可(般・特 一三)一八七三
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
工藤建設工業株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- 六(一) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
三熊興業株式会社
能代市字後谷地十番地の九
代表取締役 三熊 金五郎
秋田県知事許可(般・特 一三)四五一六
処分の内容
平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止
処分の原因となった事実
三熊興業株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金三十万円の略式命令を受けた。
- 七(一) このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。
処分をした年月日
平成十七年十一月一日
- (二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社鈴木建
能代市御指南町一番四十号
代表取締役 鈴木 肇

道路の種類	旧別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						
(四)				秋田県告示第九百五十六号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成十七年十一月八日		秋田県知事 寺 田 典 城
(三)				秋田県告示第九百五十五号 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。 平成十七年十一月八日		秋田県知事 寺 田 典 城
(二)				三十万円の略式命令を受けた。 このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。		
(一)				秋田県告示第九百五十五号 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。 平成十七年十一月八日		秋田県知事 寺 田 典 城
(四)				一 処分をした年月日 平成十七年十一月一日		
(三)				二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 山内住建 横手市山内平野沢字相野々四十一番地五 中 村 禮 子		
(二)				三 秋田県知事許可(特 一七)六八九三 処分の内容 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止		
(一)				四 秋田県知事許可(特 一七)六八九三 処分の内容 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止		
(四)				罰金三十万円の略式命令を受けた。 このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。		
(三)				九(一) 処分をした年月日 平成十七年十一月一日		
(二)				九(二) 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 秀栄建設株式会社		
(一)				九(三) 能代市槐字西田面九十六番地一 代表取締役 佐 藤 秀 久 秋田県知事許可(般・特 一四)八一四 処分の内容 平成十七年十一月九日から同月十八日までの間、建設業のすべての営業の停止		
(四)				九(四) 秀栄建設株式会社の代表取締役が競売入札妨害の罪で能代簡易裁判所から罰金		

県道	新	旧
	鴻屋禁線	鴻屋禁線
	雄勝郡羽後町田代字山ノ口七七番三地从先から字尼沢口七三番一地从先まで	雄勝郡羽後町田代字山ノ口七七番三地从先から字尼沢口七三番一地从先まで
	一三・五〇～三三・〇〇	六・〇〇～一九・〇〇
	〇・〇七七	〇・〇七七

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第九百五十七号

- 一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	森岳鹿渡線	森岳鹿渡線			山本郡琴丘町鹿渡字赤坂往還東五番一地从先から字赤坂往還道下三六番三地从先まで	九・〇〇～一六・〇〇	〇・二八〇
					"	一〇・〇〇～一七・〇〇	〇・二八〇

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十七年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十七年十一月八日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十七年十一月八日から同月十四日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十一月八日

- 一 申請のあった年月日

平成十七年十月十九日

秋田県知事 寺田典城

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人能代市芸術文化協会
- 三 代表者の氏名 田村 昭 夫
- 四 主たる事務所の所在地 能代市字海詠坂三番二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、能代市を中心とする地域の人々に対し、芸術文化の普及と向上のための事業を行い、もって地域社会の芸術文化の振興発展に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
 - 事業の変更
 - 理事の職名の変更
 - 役員報酬の規定の変更

総会の議決事項の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第八項の規定により、二ツ井町農業委員会から申請があつた富根地区の交換分合計画について、平成十七年十一月一日認可したので、同条第十項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十一月八日

秋田県知事 寺田典城

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十六号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年十一月八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

一日時 平成十七年十一月十日 午前十時四十分

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木正雄後援会	鎌田雄太郎	阿部俊雄	にかほ市金浦字頃田十番地一	平成十七年十月五日
皆川ふみとし後援会	川尻清	今廣	湯沢市北荒町一番八号	"
鑑仁志後援会	鑑嘉千夫	伊藤一雄	潟上市飯田川下虹川字屋敷二十八番地三	平成十七年十月十一日
萱森真雄後援会	萱森真雄	山石一寿	横手市上境字館七十四番地	"
松井隆一後援会	季子幸彦	小松谷幸一	横手市増田町増田字本町二十二番地	平成十七年十月十二日
池田千紗子後援会	池田久一	池田穎生	由利本荘市西目町西目字潟保六十二番地	平成十七年十月十三日
岡田曙後援会	斉藤和子	加藤ひとみ	潟上市天王字上出戸百五十五番地三	平成十七年十月十九日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十七年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年十一月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見
- (二) 平成十八年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）
- (三) 職員懲戒処分案
- (四) その他

高橋こうせい後援会	主たる事務所の所在地	大仙市太田町小神成字南田ノ尻六十八番地	平成十七年十月十四日
嶋田満雄後援会	主たる事務所の所在地	潟上市飯田川飯塚字水神端九十七番地十四	平成十七年十月十七日
新しい横手市をつくる市民の会	主たる事務所の所在地	横手市平鹿町醍醐字中沖田八番地	平成十七年十月二十八日
柿崎みきお後援会	主たる事務所の所在地	横手市平鹿町醍醐字中沖田八番地	〃
さかもと茂弘後援会	会計責任者	篠塚 信之助	〃
	代表者	富樫 金美	〃
	代表者	二田 俊秋	〃
	代表者	三輪 鉄雄	〃

秋選管告示第百八十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年十一月八日

一 政党
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県第二選挙区支部	平成十七年十月十三日	平成十七年十月二十一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐々木金治後援会	平成十七年十月一日	平成十七年十月五日
税理士による佐藤敬夫後援会	平成十七年九月二十六日	〃

鈴木勝博後援会	平成十七年九月三十日	平成十七年十月十一日
くるみ勝手連	平成十七年十月一日	平成十七年十月十二日
ささきひろし後援会	〃	平成十七年十月二十日
鈴木孝篤後援会	平成十七年九月九日	平成十七年十月二十一日
むらた誠一後援会	平成十七年十月十二日	平成十七年十月二十六日
岡田博介後援会	平成十七年九月三十日	平成十七年十月二十八日
元気な六郷をつくる会	平成十七年十月十五日	〃
さかもと茂弘後援会	〃	〃
田村一郎後援会	平成十七年十月二十三日	平成十七年十月三十一日

秋選管区示第百八十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づ
 いて、その概況を公表する。
 平成十七年十一月八日

秋田県選挙区選挙区支部 田 中 典 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県第二選挙区支部

報告年月日 平成17年10月21日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 124,749,189円

前年からの繰越額 26,220,495円

本年の収入額 98,528,694円

(イ) 支出総額 124,749,189円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 811,800円

寄附 845人 89,711,764円

個人からの寄附 7,100,000円

法人その他の団体からの寄附 62,159,580円

政治団体からの寄附 20,452,184円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 8,000,000円

自由民主党助成金 5,000,000円

自由民主党本部 3,000,000円

その他の収入 5,130円

合 計 98,528,694円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

辻 兵 吉 120,000円 秋田市

柳 沢 義 人 1,500,000円 鹿角市

成家 次 男 480,000円 東京都千代田区

佐 藤 八 彦 2,000,000円 大館市
 佐 藤 吉 保 1,500,000円 大館市
 花 田 誠 500,000円 大館市
 佐々木 薫 500,000円 大館市
 浅 川 フイ子 500,000円 大館市
 小 計 7,100,000円

法人その他の団体からの寄附

伊藤建設工業(株) 180,000円 横手市

戸田鉄工(株) 90,000円 大館市

若松コンクリート(株) 90,000円 北秋田郡比内町

猿田興業(株) 90,000円 秋田市

秋田物流センター(株) 1,800,000円 秋田市

花岡土建(株) 2,630,000円 大館市

秋東北ダイケン 70,000円 秋田市

秋オオタベ 90,000円 大館市

秋中村製作所 180,000円 千葉県松戸市

ミサウ・ホーバス 100,000円 宮城県仙台市

秋鈴木土建 1,000,000円 能代市

全国電力広告連合会 500,000円 東京都渋谷区

秋日比谷アメニス 480,000円 東京都港区

中仙塗装工業(株) 120,000円 秋田市

(資)築箱組 500,000円 大館市

能代運輸(株) 1,500,000円 能代市

ユナイテッド計画(株) 3,000,000円 潟上市

秋秋田銀行 150,000円 秋田市

みらい建設工業(株) 180,000円 秋田市

日本電機興業(株) 100,000円 秋田市

東北環境管理(株) 290,000円 秋田市

奥山ボーリング(株) 250,000円 横手市

藤島木材工業(株) 100,000円 北秋田市

東和電材(株) 240,000円 能代市

佐藤建設(株) 3,000,000円 大館市

北部建設(株) 140,000円 能代市

斉藤建設(株) 260,000円 能代市

広洋産業(株) 120,000円 男鹿市

伊藤栄建設(株)	120,000円	山本郡八森町	(社)全日本屋外美術協	500,000円	東京都墨田区
秋北(バ)又(株)	120,000円	大館市	幸和リー又(株)	120,000円	能代市
成田建設(株)	1,500,000円	山本郡八竜町	幸和機械(株)	120,000円	能代市
株巽工業所	60,000円	大館市	(株)菅与組	1,600,000円	潟上市
(株)日本パーツセンター	120,000円	宮城県仙台市	コアツ秋田(株)	120,000円	秋田市
大館桂工業(株)	120,000円	大館市	西村土建(株)	1,500,000円	能代市
同和工営(株)	240,000円	大館市	本荘電気工事	130,000円	秋田市
工藤建設(株)	1,500,000円	山本郡琴丘町	(株)太平建設	100,000円	北秋田市
(資)塚本商会	260,000円	能代市	むつみ造園土木(株)	1,000,000円	秋田市
(株)嶋田建設	120,000円	山本郡峰浜村	日本機械工業(株)	120,000円	秋田市
(株)吉田産業	100,000円	大館市	(株)ユアテック	120,000円	秋田市
鉄建建設(株)	120,000円	秋田市	メテック又(株)	500,000円	男鹿市
(資)石戸谷建設	220,000円	大館市	(株)沢木組	500,000円	男鹿市
秋田振興建設	1,500,000円	大仙市	(株)村木組	350,000円	鹿角市
(株)武田組	200,000円	北秋田郡比内町	花輪建設業協会	220,000円	鹿角市
山田塗装(株)	120,000円	山形県酒田市	(有)大雄産業	500,000円	男鹿市
(株)東京ハイウェイ	120,000円	東京都千代田区	八重樫建設(株)	1,500,000円	鹿角市
白川建設(株)	120,000円	大館市	内山緑地建設(株)	480,000円	東京都中央区
奥山建設(株)	199,580円	北秋田市	新和産業(株)	80,000円	大館市
堀江建材(株)	2,000,000円	大館市	昭和コンクリート工業(株)	500,000円	宮城県仙台市
日本ビューホテル(株)	200,000円	秋田市	(株)大名嘉組	700,000円	沖繩県浦添市
大和建設(株)	120,000円	仙北郡美郷町	(株)米村組	190,000円	鹿角市
(株)へあん秋田	120,000円	秋田市	(株)タナツクス	500,000円	鹿角郡小坂町
(株)英明工務店	200,000円	秋田市	北日本通商(株)	1,500,000円	秋田市
(株)佐藤庫組	3,000,000円	北秋田市	山科道路土木	1,000,000円	由利本荘市
大森建設(株)	3,000,000円	能代市	山科建設(株)	2,000,000円	由利本荘市
小坂建設(株)	1,500,000円	鹿角郡小坂町	コントラマックスサービス	500,000円	秋田市
小坂通運(株)	300,000円	鹿角郡小坂町	日本アレハ7駐車場工業会	300,000円	東京都港区
(株)みたね建設	130,000円	山本郡琴丘町	南国産業(株)	500,000円	愛媛県西条市
(株)笹谷建設	120,000円	大館市	秋田ブライアウト(株)	1,000,000円	秋田市
北日本開発コンサルティング(株)	1,500,000円	秋田市	全日本屋外広告業団体連合会	500,000円	東京都墨田区
(株)田代建設	3,000,000円	北秋田市	東京屋外広告美術協	300,000円	東京都墨田区
山加建設(株)	500,000円	潟上市	(株)鈴木土建	500,000円	能代市
東京屋外広告業団体連合会	500,000円	東京都墨田区	(株)石川組	500,000円	山本郡琴丘町
秋田県建設技能組合	60,000円	秋田市	その他の寄附	1,750,000円	

小 計 62,159,580円

政治団体からの寄附

秋田県農協政治連盟 500,000円 秋田市

芳翔フオーラム 16,952,184円 能代市

地域経済研究会 3,000,000円 東京都千代田区

小 計 20,452,184円

(イ) 支出の内訳

経常経費 43,919,480円

人件費 37,590,170円

備品・消耗品 3,686,575円

事務所費 2,642,735円

政治活動費 80,829,709円

組織活動費 7,295,686円

機関紙誌の発行その他の事業 1,958,800円

宣伝事業費 1,958,800円

寄附・交付金 71,575,223円

合 計 124,749,189円

(ウ) 資産等の状況

取得の価格が100万円を超える動産

自動車 6,300,000円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 佐々木金治後援会

報告年月日 平成17年10月5日

イ 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 110,791円

前年からの繰越額 110,791円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 税理士による佐藤敬夫後援会

報告年月日 平成17年10月5日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 174,043円

前年からの繰越額 174,043円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 174,043円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費 174,043円

寄附・交付金 174,043円

合 計 174,043円

政治団体の名称 鈴木勝博後援会

報告年月日 平成17年10月11日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 40,646円

前年からの繰越額 40,646円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 40,646円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費 40,646円

備品・消耗品 15,682円

事務所費 24,964円

合 計 40,646円

政治団体の名称 ささきひろし後援会

報告年月日 平成17年10月20日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,000,000円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 1,000,000円

(イ) 支出総額 816,707円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附 1,000,000円

個人からの寄附 1,000,000円

合 計 1,000,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附 1,000,000円

佐々木 弘 志 由利郡金浦町

小 計 1,000,000円

(ア) 支出の内訳 1,000,000円

経常経費 光熱水費 備品・消耗品 事務所費 政治活動費 機関紙誌の発行その他の事業 宣伝事業費 合 計 (ウ) 資産等の状況 預金若しくは貯金又は郵便貯金 政治団体の名称 鈴木孝篤後援会 報告年月日 平成17年10月21日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 むらた誠一後援会 報告年月日 平成17年10月26日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 収入・支出の内訳 政治活動費 組織活動費 その他の経費 合 計 政治団体の名称 岡田博介後援会 報告年月日 平成17年10月28日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額	274,907円 10,998円 38,290円 225,619円 541,800円 541,800円 541,800円 816,707円 183,293円 556円 556円 0円 0円 0円 80,186円 80,186円 0円 80,186円 80,186円 40,200円 39,986円 80,186円 21,002円 6,002円
--	--

本年の収入額 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 合 計 (イ) 支出の内訳 政治活動費 組織活動費 合 計 政治団体の名称 元気な六郷をつくる会 報告年月日 平成17年10月28日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入及び支出のない団体 その他の政治団体	15,000円 18,000円 15,000円 15,000円 30人 15,000円 18,000円 18,000円 18,000円 10,000円 10,000円 0円 0円
---	---

政治団体の名称	報告年月日
くるみ勝手連	平成17年10月12日
さかもと茂弘後援会	平成17年10月28日
田村一郎後援会	平成17年10月31日

秋選管告示第百八十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十一月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		届出年月日
		名	主たる事務所の所在地	
鈴木孝篤	大仙市議会議員(候補者になる者)	鈴木孝篤後援会	大仙市四ツ屋字小又三十九番地一	平成十七年十月二十一日
坂本茂弘	美郷町長(候補者になる者)	元気な六郷をつくる会	仙北郡美郷町六郷字本道町十三番地	平成十七年十月二十八日

監 査 委 員 公 告

監査結果公告第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成17年11月8日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
 秋田県監査委員 山 杉 江 宗 祐
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 菊 地 康 男
 財 477
 平成17年10月26日

秋田県監査委員 様

秋田県知事職務代理者 秋田県副知事 西 村 哲 男
 監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
 平成17年9月12日付け監委 486 1で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査箇所名	脳血管研究センター	監査年月日	平成17年7月6日、7日
-------	-----------	-------	--------------

(指摘事項)
 未収金の回収に一層努めること。
 (措置状況)
 未収金の収納管理について、「秋田県脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」に基づき、未納通知書、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、今後とも未収金の一層の回収に努めてまいります。
 また、退院時清算の徹底により、未収金の発生防止に努めてまいります。

監査箇所名	リハビリテーション・精神医療センター	監査年月日	平成17年7月6日、7日
-------	--------------------	-------	--------------

(指摘事項)
 未収金の回収に一層努めること。
 (措置状況)
 「リハビリテーション・精神医療センター未収金取扱要領」に基づき、電話による催告や督促状、催告状の発行、訪問督促などにより、今後とも一層未収金の回収に努めてまいります。

秋田県脳血管研究センター

秋田県脳血管研究センター 脳血管研究センター
 秋田県脳血管研究センター 脳血管研究センター
 秋田県(昭和二十四年法律第二十五号)第六十七条第一項の規定により、秋田

海区内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十七年十一月八日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

(採捕の制限)

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣(から釣を除く。)、やす、は具若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りではない。

一 禁止区域

水深三十メートル以浅の沿岸海域

二 禁止期間

平成十七年十一月八日から平成十八年一月三十一日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄